明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕

○特定商取引に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（三一）　二

○特定商取引に関する法律施行令の一部を改正する政令（三二）　二

〔府　令〕

○消費者契約法施行規則の一部を改正する内閣府令（**内閣府**三）　三

○消費者安全法施行規則の一部を改正する内閣府令（**同**四）　三

〔**府令・省令**〕

○特定商取引に関する法律の規定に基づく立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める命令の一部を改正する命令（**内閣府・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通**一）　三

○特定商取引に関する法律施行規則の一部を改正する命令（**内閣府・経済産業**一）　三

○特定商取引に関する法律第六十一条第一項に規定する指定法人が行う同条第二項第四号に規定する特定商取引に関する苦情処理又は相談に係る業務を担当する者を養成する業務に関する命令の一部を改正する命令（**同**二）　七

〔**告　示**〕

○国際物流拠点産業集積地域の指定の件（**内閣府・経済産業**一）　七

○運転シミュレーターの型式認定番号を指定した件（**国家公安委**二）　八

○強制執行、仮差押え及び仮処分をすることができない海外の美術品等を指定する件（**文部科学**一三、一四）　九

○ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針の全部を改正する件（**文部科学・厚生労働・経済産業**一）　九

〔**官庁報告**〕

国家試験

通訳案内士試験合格者（観光庁）　一七

〔**公　告**〕

諸事項

裁判所

破産、免責関係　二〇

特殊法人等

東日本高速道路株式会社工事開始、型式住宅部分等製造者の認証、厚生年金基金清算人変更関係　四九

地方公共団体

教育職員免許状取上げ処分、行旅死亡人関係　五二

会社その他

会社決算公告　五三

本号で公布された法令のあらまし

◇特定商取引に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第三一号）（消費者庁）

特定商取引に関する法律の一部を改正する法律（平成二四年法律第五九号）の施行期日は、平成二五年二月二一日とすることとした。

◇特定商取引に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第三二号）（消費者庁）

1　法第五八条の四の政令で定める物品は、次に掲げる物品とすることとした。

㈠　自動車（二輪のものを除く。）

㈡　家庭用電気機械器具（携行が容易なものを除く。）

㈢　家具

㈣　書籍

㈤　有価証券

㈥　レコードプレーヤー用レコード及び磁気的方法又は光学的方法により音、影像又はプログラムを記録した物（第一六条の二関係）

2　法第五八条の一七第二項第二号の政令で定める取引の態様は、通常売買契約の相手方が物品を処分する意思を有すると認められる場合として主務省令で定める場合において、その売買契約の相手方が購入業者の営業所等以外の場所における取引を誘引することにより行われる購入等に該当する取引の態様とすることとした。（第一六条の三関係）

3　主務大臣が購入業者に対し報告又は帳簿等の提出を命ずることができる事項を定めることとした。（第一七条関係）

4　法第六六条第二項の政令で定める者に訪問購入に係る第三者等を追加し、報告又は資料の提出を命ずることができる事項を定めることとした。（第一七条の二関係）

5　その他所要の規定を整備することとした。（第一六条の四、第一九条及び第二〇条関係）

6　この政令は、特定商取引に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二五年二月二一日）から施行することとした。（附則関係）